

総情活第59号
障企自発0615第1号
令和4年6月15日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報活用支援室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスの提供に関して、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づき、令和3年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されています。

電話リレーサービスは、24時間365日のサービス提供や緊急通報への接続、通話の相手方との双方向での発信が可能となるなど、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっています。実際のサービスは、総務大臣指定の電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供しており、令和4年5月末現在までに9,631人の方に利用登録をいただいています。

電話リレーサービスの更なる普及のためには、広く国民に電話リレーサービスの制度が認知されるとともに、聴覚障害者等に電話リレーサービスの存在、登録方法や利用方法等が認知されることが必要です。

電話リレーサービスに関する周知広報等については、これまで発出している通知や事務連絡等においてもお願いしているところですが、電話リレーサービスに対する関係者の認知や理解の更なる向上を図るため、改めて下記について、貴自治体内における周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 電話リレーサービスに対する各市区町村、情報提供施設への周知依頼

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等の方にご利用いただくためには、電話リレーサービスの制度、登録方法、利用方法等を認知いただき、その利便性等を理解いただくことが必要です。

このため、本通知について、貴自治体内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村（都道府県のみ）等に対して、周知いただくようお願いいたします。

2 電話リレーサービスに関する地域の聴覚障害者等への周知広報

地域の聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、パンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、電話リレーサービスの制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

また、電話リレーサービス提供機関においても、全国の聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携し、各地域において聴覚障害者等を対象とした地域講習会や利用登録会を開催することとしており、貴自治体のホームページ等を通じた開催案内の周知など、地域の聴覚障害者等への周知広報等へのご協力をお願いいたします。

【パンフレット】

https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf

上記 URL、QR コードからパンフレットをダウンロードいただき、印刷願います。
詳細は下記連絡先までご連絡願います。



3 電話リレーサービスの法人利用登録（聴覚障害等を有する職員による業務における電話リレーサービスの利用）

各自治体に勤務される聴覚障害等を有する職員について、自治体が法人として電話リレーサービスの利用登録を行うことにより、業務上の外部との連絡などの場面で電話リレーサービスの活用が可能となります。具体的な方法については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスからのご案内（別紙）を参照ください。

4 電話リレーサービスに関する問合せ対応

各地域の聴覚障害者等から、電話リレーサービスに関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関をご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

電話リレーサービス提供機関（一般財団法人 日本財団電話リレーサービス）

電話番号：03-6275-0912

F A X　：03-6275-0913

メール　：info@nftrs.or.jp

<https://nftrs.or.jp/>

【本件連絡先】

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室

担　　当：田中補佐、江藤主査、末吉官、渡邊官

電　　話：03-5253-5685

メール：telephone-relay@ml.soumu.go.jp